

広島県環境審議会第22回生活環境部会議事録

1 日 時 平成22年7月21日（水） 10時から12時10分まで

2 場 所 県庁北館2階 第1会議室
広島市中区基町10番52号

3 出席委員 今岡部会長，秋山委員，小林委員，佐々木委員，中原委員，西嶋委員
橋野委員，百田委員，山本委員

4 議 題 (1) 第3次広島県廃棄物処理計画の策定について
(2) 第2次広島県廃棄物処理計画の概要について
(3) 第2次広島県廃棄物処理計画の減量化目標の検証について
(4) 第2次広島県廃棄物処理計画に係る施策の実績・効果等について
(5) 広島県の廃棄物処理の諸課題について
(6) その他

5 担当部署 広島県環境県民局環境部循環型社会課循環システムグループ
TEL (082) 513-2951 (ダイヤルイン)

6 会議の内容

(1) 開会（事務局）

委員総数13名中9名が出席しており，広島県環境審議会運営要綱第4条第2項により，定足数を満たしていることを確認した。

(2) 久保田廃棄物対策総括監あいさつ

(3) 議事

事務局から資料1～5により説明し，これに対し質疑応答があった。

(意見交換・質疑応答)

【第3次広島県廃棄物処理計画の策定について】（資料1）

委員：第3次廃棄物処理計画は5カ年計画となっているが，これまでの計画は4年間であった。その理由は。

事務局：平成12年の廃棄物処理法の改正時の通知で廃棄物処理計画の策定期間は概ね5年とされ，国の基本方針により平成22年度を長期的な目標年度と示された中で，1次計画を平成15年3月に，2次計画を平成22年度終期で策定したところである。このため計画は5年には至っておらず，概ね5年という中の4年間になった。

部会長：第1次廃棄物処理計画は平成15年からだが，それ以前に廃棄物に関する計画はなかったのか。

事務局：平成 12 年の廃棄物処理法改正までは、産業廃棄物処理計画として産業廃棄物のみの計画を策定していた。広島県の場合は昭和 48 年から第 4 次計画までを策定した。法改正後は、産業廃棄物、一般廃棄物両方を対象とした計画を策定している。

【第 2 次広島県廃棄物処理計画の概要について】（資料 2）

委員：産業廃棄物の最終処分量が、平成 17 年度までに 5 分の 1 までになったとあるがこれはどういうふうに捉えればいいのか。

業種別排出量で、製造業が最も多くなっているが、製造業の中で多いのは鉄鋼なのか、自動車なのか、船なのかを教えてください。

事務局：平成 12 年に各種リサイクル法が制定され、家電や自動車、建設に係る廃棄物をリサイクルする方向に行った。さらに本県では平成 15 年度から産業廃棄物埋立税を導入し、排出抑制につなげていった。そうしたことが相まった結果だと考えている。

業種別排出量全体の約 6 割を製造業が占めており、種類別では鋳さいが 4 割、汚泥が約 3 割と全体の 7 割を占めている。鋳さいは主に製鉄業で発生し、汚泥についても、製鉄業と下水関係のものが大きなウエイトを占めている。このように広島県では、製鉄業のウエイトが大きいというのが特徴である。

【第 2 次広島県廃棄物処理計画の減量化目標について】（資料 3）

委員：排出量、再生利用量等が絶対量で評価されているが、排出量が変化すれば、当然再生利用量は変化するので、それぞれを絶対値だけで見るのは問題があるのではないか。

一般廃棄物で再生利用が進んでいないという理由として、集団回収や持ち去り行為があったとしているが、それらの量は排出量にも上乗せされておらず、上乗せすれば目標を達成できていないかもしれない。再生利用のことだけについて取り上げて、一方的にそちらの原因にするとおかしな話になるのではないかと。統計資料により推定・計算するなどもう少し丁寧にみていく必要があるのではないかと。

事務局：御指摘の点は確かにそうである。これは、市町からの統計を積み上げて、全体数値を出しているため、排出の時点からよそに行ったものは、排出量のところからは数字に表れていないわけで、再生利用量が減っている大きな理由はそこにあると思う。ただ、県単位における一人当たり一日当たり廃棄量は確実に減っているのだから、排出の部分はかなり減量化が進んでいるのではないかと考えている。

産業廃棄物の排出量は景気でかなり変わってくる実情があり、県では抑え切れな部分である。2 次計画の議論の中で目標設定は、率という考え方がベースにあったが、量が表に出ている。どちらの数字を表に出しながらやるのが適当か、皆様の御意見を聞きながら適正な数値を検討したい。

部会長：この指摘は絶対量だけで比較していいのかという重要な点である。

委員：今回のように排出量だけ急に下がったときに、本来は他も全部下がるべきだが、絶対量で行くとなんとなくうまくいったように見えかねないというあたりを 3 次計画の策定の際にどうするかと考える必要があるのだから、あえて指摘した。

部会長：資料 3 の「目標に対する進捗状況」の中で、平成 20 年度実績に○や×が記載されているが、何らかの基準で評価したらこうなるという説明が少しあったほうがいいと思う。

委員：資料 3 の 2 の要因分析で、ばいじんの増加は鉄鋼業の生産量の増加と電力需要の増加とあるが、電力需要の増加とばいじんの関わりを説明してほしい。

事務局：火力発電所では石炭を燃やしているが、ばい煙を集じん機で捕集したものがばいじんである。

委員：計画目標をどのように定めるかについて、第 3 次計画の策定の際に詳しく説明してほしい。

汚泥は排出量が非常に多い割に、再生利用率が非常に低いのは何故か。

事務局：汚泥は、工場の廃液処理や水道汚泥を浄水処理するときに沈殿したものがあるが、これらには、いろいろな性状・成分が混じっており、再生利用は技術的に限界がある。

部会長：汚泥の発生量は水分を含んだ数字であり、汚泥の含水率は極めて高い。99%以上が水分という場合もある。中間処理によって脱水された固形分が再生利用される。再生利用率の計算における分母が水分を含んだ発生量となるので 100%再生されたとしても、再生利用率という計算では小さな値になってしまう。

【第 2 次広島県廃棄物処理計画に係る施策の実績・効果等について】（資料 4）

委員：ごみ収集の有料化はほんとうに排出抑制や減量化になるのか。有料化すると不法投棄が増えるのではないか。

一般廃棄物の施策で下水道等の整備があるが、整備すればするほど汚泥が増えていくのは、いたしかたないと考えているのか。

事務局：ごみ収集の有料化については、具体的な数字は持ち合わせていないが、負の経済的インセンティブにより、ごみの排出を抑制するという一方で、一般的な評価として全国的にごみの減量化が進んでいると考えている。県での一人当たりの排出量を出しているが、それからもある程度言えると考えている。不法投棄については、大幅に増えているとは認識していない。

下水道については、し尿を含む生活排水という環境に対する負荷を一箇所に集めて効果的な対策を取っていくという上で必要と考えている。

部会長：資料 3-1 の 1 ページの要因分析の増加要因に「平成 17 年度に有料化を開始し、一時的に減少したが、その後、自然増となった」という庄原市の例が紹介してあるが、そのことについての説明をお願いしたい。

事務局：正確なところではないが、庄原市は、山間部にあり、家庭ごみを野焼きするなど、これまでごみとして出ていなかったものが、野焼きが禁止されたことにより市で処理することになったため自然増となっている部分が、有料化の効果より上回ったのではないかと考えている。

委員：目指すべき循環型社会という中で、発生抑制やリサイクルに比べて、再使用という視点が少ないのではないか。

事務局：全体としては、3Rという発生抑制、再使用、再生利用の視点で進めている。

リユースは、廃棄物になっていないため数値としてカウントされていないが、全体としての取組には含まれている。具体的には、環境学習等におけるリユースの啓発といったものになる。

委員：再使用は、非常に大切な部分であると思うので、環境学習に入れるにしても、まだまだ深めていく必要がある。

事務局：第3次計画に取り入れていこうと考えている。

委員：資料4の2ページに優良な産業廃棄物処理業者とあるが、どういう意味なのか。また、小型ヘリコプターの高度監視について解説いただきたい。

事務局：産業廃棄物処理業者の「優良」という名称は、全国的に使われている。経済原理が働いて安価な料金で委託し、その処理業者が適正に処理せず、その結果、不法投棄を行っているということが見受けられる。このため、国は、優良な処理業者の優位性を保って、その業者による処理が行われ、適正な処理を確保したいという趣旨で、廃棄物処理法により優良な処理業者の育成を図っている。

ヘリコプターの高度監視は、短期間に県内の処分場を測量する目的で、小型のヘリコプターによりデータ収集するものである。不法投棄監視等のヘリコプターは、県の防災ヘリや海上保安庁のヘリコプターに監視員が搭乗して不法投棄の状況を監視するものである。

部会長：「優良」の名称については、3次計画策定の際に表現の良いアイデアがあれば取り入れたいと思う。

高度監視の高度とは、処分場の高さの監視という意味か。

事務局：かなり良質な測量をするという意味で高度と表現したものである。

【広島県の廃棄物処理の諸課題について】（資料5）

委員：廃棄物処理業者の適合認定をしているということだが、適合認定を受けた業者には認定証を発行しているのか。又は看板に優良認定を受けた旨の記載があるのか。このようなことがあれば、適正処理業者への委託の啓発につながるのではないかと考える。

事務局：優良認定は県内で47業者いる。認定基準は、遵法性、ホームページ等による情報公開、環境保全への取組状況である。優良認定業者には、許可証に記載したり、県のホームページで紹介している。今年の5月に廃棄物処理法の改正があり、優良業者にもっとメリットを付与する必要があるということで、それらの業者については、営業許可の更新期間を延長するなどの動きがあり、県もその方向で施策展開する必要があると考えている。

委員：優良な廃棄物処理業者の制度については、一定の理解はできるが、もう少し大きな視点から見ると、廃棄物は最終処分に向かうのではなく、循環に向かわなければならないというのが望むべき姿であると考えている。

一般廃棄物の処理については、市町の責任になるので県として施策展開は難しい部分があるが、他の市町の参考となる取組がなされている可能性のあるところについては、県が情報収集して他の市町に伝えていただきたい。

事務局：市町との会議も定期的に開催することとしているので、情報を共有して各市町に伝えることとしたい。

一般廃棄物の処理責任は市町にあるが、県の計画が市町の計画の方向性を示すことになるので、市町を誘導すべき方向性について審議会で議論していただいて、これを計画に盛り込んでいきたい。

部会長：県で市町の情報収集しフィードバックすれば、市町の有力な指針となる。

委員：環境教育、環境学習という点に関して、社会の一員としてどうあるべきかが大事であるので、学校教育の中でも示してほしい。

県の情報発信については、高齢社会の現状から見て、ホームページ等の電子媒体だけではなく県民だより等を使って情報発信してほしい。

事務局：御指摘の点について、計画の中に取り込んでいきたいと考えている。

委員：市民や事業者の意識として、減量化やリサイクルしたいという共通認識はある。リサイクルを推進する場合、事業者がリサイクルしたいがそれを適正に請け負ってくれる業者がない等の受け皿などの問題がある。そうしたことから、それができる受け皿となる業者を育成することや情報公開することなどが重要であると考えている。

事務局：これまでの間、技術の進歩によりリサイクル産業が成り立つ状況が段々と整備され、受け皿も広がってきたが、技術進歩もかなり行き着くところまで行っているということもあり、今後益々発展できるのが難しい状況になっている。この審議会で御意見を伺いながら施策展開等を考えていきたいので、御意見をお願いしたい。

部会長：産業廃棄物については、平成12年度の最終処分量の129万tが平成17年度は60万tと半減しているのは、セメント等大量発生したものが資源として使われるようになってきたためであるが、残りは少量多品種の物であり、この扱いが今後の課題になるだろう。第3次計画策定に向け、委員の方々には意見を伺いたい。

(4) 閉会

次回の審議会を平成22年9月頃開催することを確認して閉会。

7 会議の資料名一覧

- 資料1 第3次広島県廃棄物処理計画の策定について
- 資料2 第2次広島県廃棄物処理計画【概要版】
- 資料3 第2次広島県廃棄物処理計画の減量化目標と現状について
- 資料4 第2次広島県廃棄物処理計画に係る施策の実績・効果等について
- 資料5 広島県の廃棄物処理の諸課題について

参考資料 平成22年度産業廃棄物埋立税を活用した廃棄物抑制施策